

## ★保育料について

—2019年10月より3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼児教育・保育無償化が始まりました—  
子ども・子育て支援新制度は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていただける支援を目指し取組を進めています。

	幼稚園	認定こども園		保育所					
		教育	保育	認可保育所		地域型保育事業	届出済認可外保育所		
				私立	公立	乳児認可	小規模保育	企業主導型保育事業	届出済認可外
3・4・5歳児クラス	無償化適用施設	○	○	○	○	△(市民税非課税世帯)		○	○
	認定区分	1号	1号	2号	2号	—		2号	2号
	保育利用料無償化適用金額(月額)	本来の保育料から25,700円を減額		本来の保育料をすべて減額		—		標準的な利用料を減額	37,000円を減額
	利用者負担額(月額)	施設により異なる		0円		—		施設により異なる	
	実費負担	あり 入園準備・個人教材・行事・送迎費用等		あり 個人教材費等		—		あり 個人教材等	
	給食費(食事提供費)	実費徴収(昼食・おやつ) 希望者のみ補食・夕食 副食費の減免世帯あり		—		—		実費徴収 副食費の減免世帯あり	
0・1・2歳児クラス	認定区分	—	3号	3号		3号		3号	3号
	利用者負担額(月額)	—	0円~77,500円		0円~58,100円		利用料基準から施設が決定		◆
		世帯の市民税所得割額により利用料が決定 市民税非課税世帯等は0円		—		非課税世帯は無償化			
	実費負担	—	あり	あり		あり		あり	
	給食費(食事提供費)	—	利用料に含まれる(希望者のみ補食・夕食は実費徴収)		—		—		

★詳細は各園のページをご参照ください

◆届出済認可外保育所については施設にお問い合わせください

### 【幼稚園・認定こども園】横浜市型預かり保育・【認可保育所】横浜市延長保育

幼稚園	認定こども園	2号・3号の園児と1号の園児で保育を必要とする要件に該当する場合利用が可能です		
わくわく! はまタイム (市型預かり保育)	通常型	開設日時	月~金 7:30~18:30 土 7:30~15:30	
		休園日	日・祝日・休日・年末年始	
	平日型	開設日時	月~金 7:30~18:30	
		休園日	土・日・祝日・休日・年末年始・夏休み最大5日間	
	利用者負担額	0円(月48時間以上64時間未満の範囲内で就労・介護・通学の場合)		
		※満3歳児(1号)で利用要件に該当する場合、利用料は月額上限9,000円		
認可保育所の延長保育		短時間または標準時間以上の保育を利用する場合、別途延長保育料がかかります		
		横浜市延長保育料	11日以上 10日以内	月額1,700円/30分単位 月額850円/30分単位
		延長保育料減免世帯あり		

[参考資料]

横浜市私立幼稚園等預かり保育



幼児教育無償化 神奈川県



幼児教育 内閣府



横浜市認可保育所の利用料(保育料)について

横浜市認可保育所の利用料についての詳細はこちらをご覧ください(内容が更新される場合があります) その他かかる費用は各園ページを参照ください



幼児教育・保育の無償化

横浜市の幼児教育・保育の無償化についてはこちらをご覧ください(内容が更新される場合があります)

